

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	政策調整会議
開催日時	令和7年1月10日（金） 午前 8時58分から 午前10時51分まで
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出席者及び 欠席者の 職・氏名	【出席者】 稲葉市長公室長、千葉危機管理監、須田総務部長、 紺清市民環境部長、佐藤福祉部長、堤田こども・健康部長、 松岡都市建設部長、村沢審議監兼まちづくり推進課長、 田中会計管理者、益田上下水道部長、太田議会事務局長、 小島学校教育部長、奥山生涯学習部長、神頭監査委員事務局長 （担当課1） 小野澤副審議監兼危機管理室長、浅川同室長補佐、 千葉同室危機管理係長、三上同室同係主任 （担当課2、3） 佐藤職員課長、古瀬同課長補佐 （担当課4） 丸山契約検査課長、百瀬同課入札契約係長 （担当課5） 高橋こども未来課長、石田同課長補佐、永山同課こども未来係長 （担当課6） 齊藤健康づくり課長、坂田同課長補佐、曾我同課保健係長 （担当課7） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、 齋藤同課主幹兼課長補佐、山本同課長補佐 （事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、 横田同課政策企画係主事 【欠席者】 なし

議題	1 朝霞市地域防災計画（案） 2 朝霞市特定事業主行動計画及び朝霞市障害者活躍推進計画の計画期間の変更（案） 3 職員の昇給制度の変更（案） 4 地域貢献企業育成型入札の見直し（案） 5 朝霞市こども計画（案） 6 第2期朝霞市自殺対策計画（案） 7 朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想（報告）
会議資料	（議題1） ・【資料1】朝霞市地域防災計画修正案について（概要） ・【資料2】朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】 ・【資料3】朝霞市地域防災計画案に関する市民コメント（意見募集）結果 ・【資料4】朝霞市地域防災計画案に関する職員コメント（意見募集）結果 ・【資料5】朝霞市地域防災計画案 （議題2） ・【資料6】朝霞市特定事業主行動計画及び朝霞市障害者活躍推進計画の計画期間の変更（案） （議題3） ・【資料7】職員の昇給制度の変更（案） （議題4） ・【資料8】地域貢献企業育成型入札等の見直し（案） ・【資料9】地域貢献企業育成型入札等の見直し（比較） ・【資料10】一般競争入札の結果【土木一式工事・舗装工事】（令和元年度～令和5年度） ・【資料11】県及び近隣3市の発注標準額（土木一式工事） ・【資料12】土木完成検査一覧【市内業者】 ・【資料13】市内業者一覧（土木・舗装） ・【資料14】朝霞市地域貢献企業育成型指名競争入札実施要綱 ・【資料15】建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規則（抜粋） ・【資料16】朝霞市建設工事等指名業者選定要領（抜粋） （議題5） ・【資料17】朝霞市こども計画（案）【概要版】 ・【資料18】朝霞市こども計画（案） （議題6） ・【資料19】第2期朝霞市自殺対策計画（案）概要 ・【資料20】第2期朝霞市自殺対策計画（案）スケジュール ・【資料21】第2期朝霞市自殺対策計画（案） （議題7） ・【資料22】朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想
会議録の 作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録
	☒ 要点記録

	□電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	□会議録の確認後消去 □会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
【開会】 【議題】 1 朝霞市地域防災計画（案） 【説明】 （担当課 1：小野澤副審議監兼危機管理室長） それでは、議題の朝霞市地域防災計画案について説明する。 本日は12月17日に開催した臨時政策調整会議後に修正を行った箇所について説明する。 まず、12月17日の臨時政策調整会議からの変更点である。 資料5の計画案をご参照いただきたい。 1点目は、裏表紙を御覧いただきたい。 地域防災計画は、改定の順序を示す「第何次 地域防災計画」との表記をしないのかとのご指摘があったが、当該計画は特に計画期間を定めているものではないため、裏表紙にこれまでの改定年月日を記載することとした。 2点目、「水害統計調査は、調査班の所掌ではない」との認識で良いかとのご指摘があったため、「風水10ページ 第5 突発災害への緊急対応体制」の「2 浸水・被害状況等の収集・調査」に記載のあった「住家の被害調査」から水害統計調査を含むとしていた一文を削除するとともに、第5の見出しを含めた全体的な内容の見直しを行い、見出しはゲリラ豪雨等の突発災害時は、災害対策本部の設置の有無に関わらず、災害対策本部事務分掌に基づき、各班が必要な活動を行うこと、災害対策本部の解散後も、災害応急対策の継続が必要な場合は、災害対策本部の事務分掌に基づき必要な活動を継続すること、また、第5の2については、課税課と危機管理室において連携し、情報共有を行い浸水被害の調査を実施すること、住家の被害調査の要否、消毒の希望の有無、各種支援制度の案内、その他の被害等を現地聴取する旨の記載に修正を行った。 3点目、「震災26ページの第2 広聴活動の1 相談窓口の設置」において、「市民環境部長と職名が記載されているが、複数の部長がいる総括部とは異なり、単独の部における部長の代理は難しいことから、部長が参集に応じられない場合は、代理とするのは	

どうか」との指摘があったため、文中から「市民環境部長」を削除し、かつ全体的な運用ができるように震災４ページの「４ 本部会議」に「なお、担当する本部事務の本部員に事故があるときは、参集した他の本部員等をもって、その職務に充てる。」と加筆した。

４点目、「震災１８ページの２ 被害調査」において、各班が行う被害調査と調査班の行う調査と本部班の行う報告のそれぞれの目的と業務のつながりが分からないとの指摘があったため、調査班の調査対象は住家被害、市民班の調査対象は、非住家被害、農作物、農業施設、商業及び工業とし、「（２）被害のとりまとめ」において、「財務・情報班は、各担当班の調査結果をとりまとめ、本部班に報告し、災害対策本部で共有する。」と修正した。

次に、市民コメント及び職員コメント、庁内検討委員会を受けての変更点についてである。

市民コメントについては、意見等は提出されていない。

職員コメントにおいては、８名から５０件の意見が提出された。

ここでは、誤字脱字等の軽微な修正箇所を省き、地域防災計画の修正を行った主な意見について説明する。

資料４の表を参照いただきたい。

項目は左から No.、該当ページ、コメント、回答・対応、修正の有無となっている。該当ページで震災と風水が重複している場合は震災で説明するが、風水の該当項目も同様に修正している。

まず、No. １０～１４について、受援体制に係る意見を頂いた。

資料５の震災４ページを御覧いただきたい。

「５ 受援調整会議」の招集者について、「総括部の本部員」から「総括部に所属する本部員」への修正意見に対して見直しを行った。変更前においては、受援調整会議の開催を、「本部長が指名する総括部の本部員」としていたが、状況から危機管理監が受援関係者の招集を行い、事務局を職員班及び本部班にて構成する受援調整会議において、各班の受援担当者と受援体制の構築を実施するフローとした。

結果として危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集し、受援関係者は受援に関する調整会議を行う。詳細は、第５節・第１「受援体制の確立」による。」と修正した。

これを受け、震災２７ページを御覧いただきたい。

受援体制の確立の項目である。「３ 調整会議の実施」について、「危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集し、受援担当者は受援に関する調整会議を行う。」とここも修正を行い、要請・受入れフローにおいて、各班と受援調整会議の関係性が明確となるようレイアウトの変更を行っている。

受援体制の仕組についてだが、災害対策本部にて集約した各班の応援ニーズについて受援調整会議を開催し、庁内での応援体制の実施可否を検討する。

庁内のみで人員不足が解消されない場合について、庁外の要請について検討を行い、この時、一つ目として企業・業界団体等の分野別の災害協定・応援制度に基づく受援、二つ目として国や埼玉県等の自治体、市町村相互応援協定に基づく受援と大きく２つの実施体制の構築を図るものとしている。

なお、一つ目については、平時から関係性を築いている各班から直接、受援要請を行い、二つ目については、本部班を通じて要請を行う計画としている。また、随時、各受援の実施状況について、受援調整会議等において受援統括担当がとりまとめ、災害対策本部に報告し、統制していくことを想定している。

次に、資料４に戻り、No. １５について、資料５の震災７ページの建設活動班の事務分掌中、「９ 住家の被害調査の支援に関すること。」は、専門的知識を持った調査人員の不足について全庁的に受援要請を行っていくことから、建設活動班の事務分掌から削除し

ている。

次に、No. 17、19、20について、震災79ページの2 罹災証明書等の発行において、調査班の所掌は罹災台帳に基づく罹災証明書と、罹災台帳に記載されない住家の付帯物及び家財にかかる罹災届出証明書の発行とし、市民班の所掌はそれ以外の非住家にかかる罹災届出証明書の発行とした。

最後に、1月7日に開催した庁内検討委員会を経て修正した主な項目についてである。

資料5の参考資料「庁内検討委員会からの変更点」を御参照いただきたい。

No. 1、震災28ページ受援体制の確立にかかる要請. 受入れフローの表中、本部班から埼玉県災害対策本部、他市町村災害対策本部への矢印上の「要請」において、本部班は要請だけなのかといった意見に対し、本部班が応援要請を行い、要請を行った先からの回答、連絡を受け、調整をはかる部分を担い、応援派遣が決定した後、人員の受入れなどの応援派遣の対応については、受援統括担当が担う流れが分かるように「調整」という文言を追加し、修正を行っている。

次にNo. 2について、震災18、78、79ページ、先ほど説明にもあったが、「り災（被災）届出証明書」を「り災届出証明書」に修正した。

次にNo. 3、総則49ページ「第10節 災害情報体制の整備」の「第2 情報収集・伝達体制の整備」における担当の欄に要配慮者等に関連する福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課を追加した。ここからは要配慮者の記述を加えることによる変更となり、No. 4、総則50ページの「4 女性や要配慮者等の視点の防災情報提供体制の整備」について、「危機管理室と関係各課は、女性や要配慮者等が、平時から情報収集手段を確保し、災害時には積極的に情報を収集、発信、受信できる環境整備を推進する。」とし、No. 5にかかる4の(3) 防災情報発信環境の整備においても「危機管理室、人権庶務課及び関係各課は、災害時に、効果的な避難行動や適切な被災者支援が行われるよう、自主防災活動や避難所運営において、多様な世代・立場の女性や要配慮者等が発言・発信できる機会や仕組みづくりを研究・検討する。」に修正した。

次にNo. 7、総則59ページ「(2) 生活必需品備蓄計画の策定」についての③の文中に要配慮者の記述を加えている。

次にNo. 8、総則66ページの「(7) 防災教育及び訓練の実施」では、広報活動の対象者について整理した。

次にNo. 9、総則70ページの「3 女性等の防災リーダーの育成の(3) 女性等の防災リーダーの育成対策の整備」についてでは主体とその連携について整理し修正を行った。

主な変更点については、以上である。

なお、全ての変更点については資料2にまとめており、これらの項目を反映した最終案が資料5となっており、この後の庁議に諮り、防災会議を開催して当該計画が決定する予定である。

【意見等】

(益田上下水道部長)

災害対策本部の「解散」と「廃止」の表記があるが、理由があるのか。

(担当課1：小野澤副審議監兼危機管理室長)

「解散」で統一させていただく。

(須田総務部長)

今後の流れについて、改めて説明していただきたい。

(担当課 1 : 小野澤副審議監兼危機管理室長)
庁議後に、朝霞市防災会議に諮る予定である。

(太田議会事務局長)
議会への説明は予定しているか。

(担当課 1 : 小野澤副審議監兼危機管理室長)
全員協議会の開催を検討しているが、スケジュールは今後調整させていただく。

(太田議会事務局長)
全員協議会を開催するとしたら、年度内に開催するのか。

(担当課 1 : 小野澤副審議監兼危機管理室長)
早めに開催したいと思うが、他の計画との兼ね合いもあるため、調整させていただく。

(稲葉市長公室長)
計画に通しのページ番号を振ることはできないのか。

(担当課 1 : 小野澤副審議監兼危機管理室長)
検討させていただく。

【結果】
原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】
2 朝霞市特定事業主行動計画及び朝霞市障害者活躍推進計画の計画期間の変更（案）

【説明】
(担当課 2 : 古瀬職員課長補佐)
それでは、「朝霞市特定事業主行動計画及び朝霞市障害者活躍推進計画の計画期間の変更（案）」について説明する。
資料 6 を御覧いただきたい。
今回、計画期間の延長を行うのは、「朝霞市特定事業主行動計画」及び「朝霞市障害者活躍推進計画」であり、いずれも今年度末までの計画期間となっているものである。
目的は異なる二つの計画だが、いずれの計画についても、次期計画において第 6 次総合計画の内容を踏まえた計画とするため、今回、期間の延長を行いたいと考えている。
まず、「1. 朝霞市特定事業主行動計画」について、子育てしやすい職場環境づくりを中心とした各種施策に取り組むとともに、職員のワーク・ライフ・バランスを積極的に推進し、男女がともに活躍する組織の実現を目指す目的で策定されている計画であり、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するという「次世代支援」と、女性職員が仕事と家庭を両立するために必要な環境を整備するという「女性活躍推進」の視点から構成されている。
計画の目的から、総合計画に密に関連する計画であり、次期計画以降、総合計画の内容

を踏まえた計画とするため、現計画の計画期間を1年延長したいと考えている。

続いて、「2. 朝霞市障害者活躍推進計画」について、障害者に係る採用や定着に関する目標を定めた計画であり、当該年6月1日時点における法定雇用率の達成と職場環境を理由にした離職者を極力生じさせないよう努めることを目的とするものである。

こちらの計画についても、計画の目的から、総合計画に密に関連する計画であり、次期計画以降、総合計画の内容を踏まえた計画とするため、現計画の計画期間を1年延長するものである。

説明は、以上である。

【意見等】

(堤田こども・健康部長)

「第6次総合計画の内容を踏まえた計画とするため」という延長理由は不適切ではないか。

むしろ、朝霞市特定事業主行動計画及び朝霞市障害者活躍推進計画を先に策定し、その内容を第6次総合計画に反映するべきではないか。

(担当課2：佐藤職員課長)

第6次総合計画の内容を反映したいという理由の他に、朝霞市特定事業主行動計画の根拠法令である「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が令和7年度末の時限立法となっており、来年度の法律改正の動向も踏まえ、新たな計画を策定したいとの考えもあり、計画期間の延長を考えている。

(益田上下水道部長)

朝霞市障害者活躍推進計画と総合計画は、計画期間に差があるため、必ずずれが生じる。総合計画の内容を反映したいということであれば、策定の度に計画期間を延長することになってしまうのではないか。

(担当課2：佐藤職員課長)

これまでは、法律の施行に伴いそれぞれの計画を策定していたが、今回の策定は、第6次総合計画が来年度に策定されるということで、法律の改正を踏まえ、最新の情勢に合った計画にしたいという趣旨から延長したい。

(佐藤福祉部長)

審議会や庁内会議等を設置し、計画策定を進めるのか。

(担当課2：佐藤職員課長)

朝霞市障害者活躍推進計画は、障害を持っている方への聞き取りを行うことを念頭に置きながら、職員課で策定を進めていく予定である。

朝霞市特定事業主行動計画は、庁内の会議体を設置することも視野に入れながら、職員課を中心に検討していきたいと考えている。

(奥山生涯学習部長)

朝霞市特定事業主行動計画は、職員が働きやすい環境を整えることを目的としており、過去にも、規則を変更することで子育ての看護休暇の対象を小学校入学前から小学校6年生まで拡大したことがあった。

総合計画は、予算の位置付け等の根拠となる計画であり、朝霞市特定事業主行動計画と総合計画との関連性はあまり深くないため、規則や制度を変えながら働きやすい環境を整える方法がいいのではないかな。

(益田上下水道部長)

なぜ第6次総合計画を踏まえる必要があるのかな。

(稲葉市長公室長)

計画期間延長の理由に、第6次総合計画との関連性を挙げるより、社会の情勢に大きな変化がないため、もう一年動向を見たいという理由の方が理解できる。

(佐藤福祉部長)

「第6次総合計画を反映するため」という理由ではなく、時限立法のため1年間情勢を見てから策定したい等の理由がいいのではないかな。

(担当課2：佐藤職員課長)

御指摘のとおり、修正させていただく。

【結果】

指摘のあった内容について修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

3 職員の昇給制度の変更（案）

【説明】

(担当課3：古瀬職員課長補佐)

それでは、次に、「職員の昇給制度の変更（案）」について説明する。

資料7を御覧いただきたい。

はじめに、1ページを御覧いただきたい。

「1. 7級以上（国：8級以上）の職員の昇給制度の変更について」だが、令和6年の人事院勧告を受け、国はこれまで以上に職責を重視する給料体系となるよう、令和7年度から給料表の見直しを行う。それに伴い、国の8級以上で給料表の号給数が減少し、号給間の格差が拡大することから、能力評価に係る昇給制度が変更となる。

本市においても、給与制度は国に準拠しており、令和7年度からの給料表の改定においても、均衡の原則に基づき、国に準じた改定を予定していることから、本市の7級以上において給料表の号給数が減少し、号給間の格差が拡大するため、能力考課に係る昇給制度を、国と同様の取扱いとするものである。

3ページに7級以上の給料表の改定について掲載しているので、御覧いただきたい。御覧のとおり、号給数が減少し、号給間の格差が拡大されている。また、各級における1号給は大幅に給料月額が上がっている。

これにより、これまででは、55歳以下の7級以上の職員においては、昇給区分がAであった場合、8号給以上昇給し、昇給区分Cにおいても3号給昇給していたが、今後は昇給区分がAであった場合は2号給以上、Bであった場合は1号給、C以下であった場合は昇給なしへと変更となる。

また、55歳超の7級以上の職員においても、これまで昇給区分がAであった場合、4号給以上昇給し、昇給区分Cにおいても2号給昇給していたが、こちらも55歳以下の7級以上の職員と同様の昇給制度となる。

次に、2ページを御覧いただきたい。

55歳超職員の昇給抑制措置の変更についてだが、国では、平成26年から昇給区分Cでは昇給しない抑制措置が行われているが、市ではこれまで55歳超60歳以下の職員については、昇給区分Cで2号給昇給する、国より緩やかな昇給抑制措置を行ってきた。

しかしながら、市の給与制度は国に準拠していることから、55歳超の職員の能力考課に係る昇給制度の取扱いに国と差異があることは、均衡の原則に反すること、また、7級以上の職員の昇給制度についても、国と同様の昇給制度に変更することから、55歳超の職員の昇給制度についても、国と同様に変更したいと考えている。

また、60歳超の職員については、これまで昇給区分Aの場合のみ2号給以上昇給する昇給制度としていたが、今回の改正により昇給区分がBの場合においても1号給昇給する制度へと変更となる。

説明は、以上である。

【意見等】

(奥山生涯学習部長)

「1 7級以上（国：8級以上）の職員の昇給制度の変更について」は、朝霞市の制度が他市と異なることの説明が必要ではないか。

(担当課3：佐藤職員課長)

国の給料表は10級設けており、他市では7級若しくは8級設けている自治体が多い。

一方朝霞市では、国の1～4級、6～9級を市の1～8級に対応させ、国の5級を飛ばした形の給料表となっている。

今回の変更により、国の給料表における8級以上が大きく変更するため、朝霞市の給料表に照らすと7、8級が大きく変更する。

(佐藤福祉部長)

変更による影響額はどの程度か。

(担当課3：古瀬職員課長補佐)

7、8級の職員が昇格しないと仮定した場合の試算だが、給料のみで約360万円程度と想定している。

(益田上下水道部長)

朝霞市は、国の5級を飛ばしているため、次長級から対応させるとのことだが、国の改正に基づくと、大きく変更するのは部長級に限っていいのではないか。

昇給制度の変更により、職員の意欲が上がればいいが、今回の変更では、逆効果なのではないか。

(担当課3：佐藤職員課長)

今年度は、課長級試験の受験者が減少しており、より職責に応じた給与制度が重要だと考えている。国の給与制度の改正も職責を重視した給与制度への改正となっている。

これまでは、6級の最高号給の方が、7級の低位の号給よりも給料月額が高かったが、

今回の変更で6級の最高号給よりも7級の1号給の方が、給料月額が高くなる。

改正後は、逆転現象が起きない給与制度となるため、より職責に応じた給与制度になると考えている。

(益田上下水道部長)

次長は、部長に比べ、裁量の範囲が広くないため、改正により昇給しづらくなり、職員の意欲を削ぐ恐れがあるのではないかと懸念している。

(紺清市民環境部長)

6級以下の昇給制度には変更はないのか。

(担当課3：佐藤職員課長)

1、2級の号給数には変化はないが、国の3～7級においては、これまでの1～10号給辺りの号給がなくなり、11号給が1号給となるような改正がされるため、本市も国の改正に準じた改正を予定している。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

4 地域貢献企業育成型入札の見直し（案）

【説明】

(担当課4：丸山契約検査課長)

それでは「地域貢献企業育成型入札等の見直し（案）」について、説明する。

配付資料は、8から16である。

説明は、資料8と資料9が中心となる。なお、資料14が現在の要綱である。

それでは、説明させていただく。

まずは、資料8を御覧いただきたい。

はじめに、見直しする目的について、近年の物価高騰や労働賃金の上昇、市の公共工事の発注状況の変化等があり、要綱による入札が効果的に活用できない状況となっていることから、現状を踏まえ、関連する規則とともに内容を見直しするものである。

次に、現在の要綱の主な概要である。

まず、要綱の趣旨は、市内業者による、「①自然災害等への対応」と「②社会基盤整備の適正な維持管理の担い手の育成」でこれらの取組による一層の拡大を図ることとしている。

対象事業者は、市内事業者である。

対象工事は、予定価格が1,000万円以上2,000万円未満の土木一式工事と舗装工事である。

入札参加の資格要件は、2つで、①過去5年以内の災害活動の実績、または、②市の優秀建設工事の受賞歴どちらかを満たすこととしている。

現状については、この要綱による入札実績は、年間7件程度である。

2ページ目を御覧いただきたい。

主な要綱の見直し・運用については、資料9で説明する。

これは、現行と見直し後の要綱の内容を比較したものである。

まず、1段目と2段目で、入札の方法は、指名競争入札から、一般競争入札に変更し、

要綱の名称を変更したいと考えている。

次に、３段目で、対象工事となる工事の予定価格は、上限額を２，０００万円未満から、７，５００万円未満まで拡大したいと考えている。

上限額を拡大する理由としては、資料１０を御覧いただきたい。

これは、令和元年度以降の一般競争入札結果のうち、土木と舗装工事を抜粋したものである。

２枚目は、今年度である。左から令和元年度の工事で、予定価格の範囲毎に区分けされている。

案件の色は、水道工事が水色、水道工事以外が黄色である。

特に水道工事については、令和４年度以降、２，０００万円以上の工事が増加し、その傾向は、今年度も続いている。本市の入札の現状を踏まえ上限額を拡大したいと考えている。

また、上限額を７，５００万円とする理由については、資料１５を御覧いただきたい。

こちらは、「朝霞市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規則」の抜粋で、この規則で、入札における「発注標準額」を定め、格付により、事業者が入札に参加できる案件の価格帯を定めている。

なお、格付は、事業者の経営状況、工事实績、技術力などを建設業法に基づき評価されたものを点数化したもので、本市ではＡ級からＤ級に区分している。

資料１１を御覧いただきたい。この発注標準額を実際の運用に合わせて表にしたものである。

参考に県と近隣市を比較している。

併せて資料１３を御覧いただきたい。

こちらは、土木・舗装工事の入札参加登録のある市内業者を、格付毎にまとめたものである。

本市では、Ｄ級がいない現状を踏まえ、Ｃ級が入札に参加できる価格帯まで、上限額を拡大したいと考えている。

もう一度、資料１１の表を御覧いただきたい。

現在の、本市の発注標準額では、Ｃ級は５，０００万円までとなっている。

今回の要綱の見直しに合わせ、この規則を改正し、価格帯を１．５倍に拡大したいと考えている。

このことから、Ｃ級は７，５００万円までの工事の入札に参加が可能となる。

拡大する割合は、物価高騰の影響等を踏まえ、今月より埼玉県が発注標準額を１．５倍に拡大したことから、本市も同様の割合で改正したいと考えている。

資料９に戻り、６段目の入札参加資格要件について、今回の見直しでは、②の優秀建設工事の受賞歴を受賞から２年間にし、新たに③の工事成績評定の成績優秀者を追加したいと考えている。

③の要件としては、資料１２を御覧いただきたい。

これは、令和３年度以降の市内業者の土木と舗装工事の工事成績評定の状況である。

本市の近年の年間の工事成績の平均は、８１点から８３点であること、また、優秀建設工事の受賞候補となる点数が８５点以上であることを踏まえ、過去２か年の実績で、８０点以上を３回以上、うち１件以上は８５点以上としている。

資料９に戻り、入札を実施するために必要な事業者数については、対象工事の上限額を拡大すること、また入札による競争性を確保する観点から、５者以上と設定し、事業者数が満たない場合はこの要綱による入札は実施しないこととしたいと考えている。

５者以上とした理由としては、資料１６を御覧いただきたい。

こちらは、指名競争入札における選定要領の抜粋である。

この要領における指名業者数を参考に設定している。

資料 9 に戻り、要綱の施行時期は、令和 7 年 4 月 1 日から施行とし、現行の要綱は、今年度 3 月 31 日で廃止したいと考えている。

最後に、この要綱による年間の入札の実施件数としては、近年の対象工事の実施件数の 2 分の 1 程度にしたいと考えており、12 件程度になるものと考えている。

説明は、以上である。

【意見等】

(堤田こども・健康部長)

資格要件の工事成績評定の過去 2 か年度内とは、その年度だけということか。

(担当課 4：丸山契約検査課長)

入札する年度の過去 2 年間で考えている。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

5 朝霞市こども計画（案）

【説明】

(担当課 5：永山こども未来課こども未来係長)

本日は、現行計画の第 2 期朝霞市子ども・子育て支援事業計画が、令和 6 年度で終了することから、次期計画として朝霞市こども計画の策定について諮るものである。

内容については、資料 17「朝霞市こども計画（案）【概要版】」を中心に説明する。

1 ページを御覧いただきたい。

はじめに、本計画の基本理念について説明する。

策定にあたっては、こども家庭庁が発出するこども大綱を踏まえることとされており、大綱ではすべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものとされている。

本計画は、「このまちで 育ってよかった 育ててよかった 子育て・子育てを地域で応援するまち あさか」を基本理念として、朝霞市でこども・若者が健やかに生まれ、幸せを感じながら育ち、保護者が子育てに取り組むことができるよう、市の子育て・子育て支援の取組の方向性を示すとともに、学校や地域などと一体となって取り組むべき子育て支援施策を目指すものとして定めている。

次に、「1 計画策定の趣旨」について説明する。

本計画では、令和 5 年 4 月に施行された「こども基本法」に基づき、計画の名称を「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」から「朝霞市こども計画」に変更するとともに、現行計画の「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」、「朝霞市次世代育成支援行動計画」、「朝霞市子どもの貧困対策計画」に加え、新たに「朝霞市こども・若者計画」を包含し、現行計画の理念や施策を引き継ぎながら、より効果的な施策を展開することを目指す。

次に、「2 こども施策を巡る国の動き」については、令和 5 年 4 月に（1）の「こども基本法」が施行、（2）こども家庭庁が発足された。また、令和 5 年 12 月には（3）

「こども大綱」が決定、(4)「こども未来戦略」が策定された。

次に、「3 計画の性格と位置づけ」について説明する。

まず、本計画は「こども基本法」第10条に基づいて策定をしており、現行計画に新たに「こども・若者計画」を包含し、本市の子ども・子育て施策を幅広く検討するものとなっている。

3 ページを御覧いただきたい。上部には、こども計画を中心として記した、各計画との連携・整合性についての図を掲載している。

「こどもの貧困対策計画」と「こども・若者計画」は「次世代育成支援行動計画」に包含し策定している。

また、本市の最上位計画である「朝霞市総合計画」の分野別計画に位置付け、上位計画である「朝霞市地域福祉計画」、その他の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定している。

「4 計画期間」については、令和7年度から令和11年度までの5年間としているが、今後の国の動向等により、必要に応じて見直しを行っていく。

「5 計画の対象」については、出生前から乳幼児期を初め、こども及び若者とその保護者等としている。現行計画では、18歳までのこどもとその家庭を対象としていたが、本計画では「こども・若者計画」を包含することから、おおむね30歳までの若者も対象とすることとした。

4 ページを御覧いただきたい。

「6 現状と課題」については、子ども・子育て支援やこどもの生活に関するアンケート調査のほか、市民の意見を伺う機会として、市内の小・中・高校生や児童館を利用されている保護者、子育てサークルの参加者などにヒアリング調査を行い、現状の把握や課題について、本計画では5つの課題を抽出している。

(1)「こども・若者が健やかに育つための支援」として、こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、「こども基本法」が施行され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることが出来る「こどもまんなか社会」の実現を目指すものとされたことから、こども自身が本来持っている権利である「子どもの権利条約」の考え方を施策を行う際の基本としていく必要がある。

(2)「子育て家庭への経済的支援」として、アンケート調査結果から、小学生・中学生がいる子育て家庭のうち、5%程度の家庭が経済的困難を抱えている可能性があることが分かった。また、将来の教育費を「まったく準備できていない」割合が、生活困難層は全体と比較しても高く、世代を超えて貧困が連鎖する恐れもあることから、保護者への支援・啓発はもちろんだが、こども自身にも将来かかるお金やそれに対する支援制度等を周知していく必要がある。

(3)「こども・若者の居場所整備」としまして、学校、児童館で実施したこどもへのヒアリングにおいて、「ボール遊びができる場所がほしい」、「中学生以降遊べる場所が少ない」等、遊び場や居場所に関する意見が多数寄せられた。また、児童館等への要望で「学習／自習スペースの確保」があがっていたことも踏まえ、市として取組を検討する必要がある。

(4)「成長段階に応じた切れ目のない支援」として、子育てについての悩みの相談先が「いない／ない」と回答している割合は、こどもの年齢によって異なるため、年齢に応じた適切な支援が必要であることや、生活困難層ほど「こどもの通う学校の先生」に相談する割合が高くなっていることから、学校側の過度な負担にならないようにしつつも、セーフティネット機能を強化することが求められる。

(5)「共働き・共育での支援」として、アンケート調査結果から、就学前保護者は両親ともにフルタイムで就労している割合が高いこともあり、「仕事の両立」や「自分の時

間がない・忙しい」ことに負担感を感じていることが多くなっている。「子育てで悩んでいること、気になること」においても「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」が増えている。教育・保育事業の充実のほか、就労を要件としない預かりサービスの充実が求められる。

次に、5 ページを御覧いただきたい。

「7 こども計画の施策体系」である。こども計画は、先ほどの「1 計画策定の趣旨」でも説明したが、四つの計画を包含している。図の左側が「こどもの貧困対策計画」、「こども・若者計画」を包含した「次世代育成支援行動計画」、右側が「子ども・子育て支援事業計画」となっている。

まず、図の左側、「次世代育成支援行動計画」では、子育て施策を総合的に推進するため、五つの課題の解決について、基本目標を四つ立て、基本目標を支える基本方針を八つ、さらに施策の方向性を24掲載している。なお、施策の方向性に紐づく事業数としては、再掲を含み、222事業となっている。

ここでは、四つの基本目標について説明する。

基本目標1「すべてのこども・若者が幸せを感じ成長できるまち」では、すべてのこども・若者が、かけがえのない個性ある一人の人間として認められ、自己肯定感を育みながら成長できるよう取組を推進するとともに、こども・若者の安全を守る体制を整える。

基本目標2「すべてのこども・若者が夢を思い描けるまち」では、こども・若者がより多くの友達や地域の方と出会い、交流し、将来にわたる夢を思い描くことができるよう、様々な機会の提供や地域の中のこども・若者の居場所づくりを進める。

基本目標3「すべてのこども・若者が安心して子育てできるまち」では、こども・若者、保護者が妊娠・出産から子育ての期間を通じて、切れ目なく支援を受けながら、子育てに対して過度に不安や負担を感じることがないように、地域全体で温かく見守り支える環境づくりを進める。また、結婚応援や妊婦、出産支援、多子世帯応援等の取り組みのほか、新たに転入してきた家庭に必要な情報を確実に届けるための仕組みを整備し、朝霞市で出産・子育てを選択していただけるよう取り組む。

基本目標4「すべてのこどもが質の高い教育・保育を受けられるまち」では、こどもが健やかで幸せに育ち、保護者が安心して子育てできる環境を実現するため、教育・保育事業や多様なニーズに応じた子育てサービスの提供に取り組むとともに、質の高い教育・保育を受けることができるよう、教育・保育人材の確保とスキルアップを図る。

次に、図の右側、「子ども・子育て支援事業計画」は、質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するための計画となっており、「幼児期の学校教育・保育の提供」については、対象人口の見込や施設型給付の幼稚園、保育所など、及び地域型保育給付の小規模保育などの量の見込みと確保の内容である。

「地域子ども・子育て支援事業の充実」については、地域子ども・子育て支援事業として、延長保育事業や放課後児童クラブ事業などの19事業の量の見込みと確保の内容である。なお、現行計画では13事業だが、本計画から、乳児等通園支援事業、産後ケア事業など、新たに6事業が追加となっている。

次に、6 ページを御覧いただきたい。

本計画では、5年間の計画期間において、八つの基本方針のうち、三つを重点方針とし、力を入れて取り組んでいくこととする。

1点目は、基本方針1-1「こども・若者が心身ともに健やかに成長できるように」として、あらゆる種類の虐待や搾取などの防止、また、社会情勢の変化によるこどもを取り巻く犯罪等の増加、さらには、不登校やヤングケアラーなど顕在化している課題などからこどもを守っていく取組を充実させていくことを目指す。

2点目は、基本方針2-1「こども・若者が生きる力を育むことができるように」とし

て、こども・若者が自己肯定感や生きる力を育むことができる居場所づくりを進めていくことが求められていることから、こどもたちの安心できる居場所や信頼できる大人との出会い、様々な体験機会を提供し、「このまちで 育って良かった」と実感してもらえるまちを目指す。

3点目は、基本方針3-1「ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供する」として、特に妊娠中から出産後の早い時期においては、育児の不安感や孤立感を感じやすく、こどもの虐待防止の観点からも、地域における親支援が求められることから、子育て家庭を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくり、「このまちで育ってよかった」と実感してもらえるまちを目指す。

最後に、計画の推進・進捗管理体制については、行政だけでなく、様々な分野での連携が必要であることから、「朝霞市子ども・子育て会議」を計画の評価・検証する機関とし、PDCAサイクルに基づいて、年度ごとに各事業の実施状況及び成果を点検・評価した報告書を広報等で公表していく。

説明は以上である。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

6 第2期朝霞市自殺対策計画（案）

【説明】

（担当課6：齊藤健康づくり課長）

議題6「第2期朝霞市自殺対策計画（案）」について説明する。

資料19の概要を御覧いただきたい。

まず始めに、本計画の趣旨について、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて、国は「自殺総合対策大綱」として、総合的な対策を打ち出している。

今回、自殺総合対策大綱をもとに策定した第1期の「朝霞市自殺対策計画」が令和6年度で終了することから、本市の自殺対策を更に推進するため、第1期計画の取組の成果や課題を踏まえ、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第2期朝霞市自殺対策計画」を策定する。

次に、背景について説明する。

国の年間自殺者数は、資料21の計画案の8ページに記載しているが、令和元年までは、減少傾向となっていたが、直近3年は増減を繰り返し、令和5年は、21,657人であった。男女の比率は概ね男性2に対して女性1の傾向となっており、年齢階級別の死亡数では、国・県とも、10代から30代で、自殺が死因順位1位となっている。死因順位については計画案の9ページに掲載している。

自殺総合対策大綱や自殺対策白書では、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が掲げられ、子ども・若者への自殺対策、女性に対する支援の強化等が新たな取組として追加されている。

次に、朝霞市の自殺に関する現状については、計画案の16ページを御覧いただき

い。

朝霞市の自殺者数は、令和5年は22人、過去5年間の平均自殺者数は20.6人で、新型コロナウイルス感染症拡大以降、増減を繰り返している。

次に計画案の19ページを御覧いただきたい。年代別でみた自殺者数としては、朝霞市では男性は50代が多く、次に20代、40代、女性は50代、次に30代、40代で多い状況で、国・県では、男女ともに、40代、50代の割合が多くなっている。

朝霞市の特徴として、国や県と比べると20代の比率が高いことが見て取れる。

性別でみた自殺者数では、国・県では男女の比率が2対1だが、朝霞市では、令和3年以降、男性と女性の比率がほぼ同率となっており、朝霞市の特徴であるといえる。

詳細は計画案の16ページから20ページに掲載しているので、後ほど御確認いただきたい。

次に、概要の2ページを御覧いただきたい。

計画の位置付けについて、本計画は自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」で、国の「自殺総合対策大綱」や自殺予防対策を含んでいる「埼玉県地域保健医療計画」の趣旨を踏まえ、「朝霞市総合計画」「朝霞市地域福祉計画」等との整合性を図ることとしている。

計画書の構成としては、第10章からなる構成とし、表のとおりとなっている。

第4章では、第2期に取り組むべき課題を抽出するために、第1期計画の振り返りを実施し、評価分析について掲載した。計画案の28ページである。

自殺総合対策大綱では、令和8年度までに自殺死亡率を平成27年と比較して30%以上減少させることを目標としている。朝霞市の達成目標は令和8年度までに10.4に減少することとし、計画が終了となる令和6年度の目標値を令和5年の自殺死亡率11.3以下とすることとして取り組んだが、結果は、15.27であった。

第1期計画では、五つの基本施策、三つの重点施策として取り組んできた。

その結果を分析、評価した内容としては、庁内の各課で当初の計画どおり事業を実施することはできたが、自殺予防という視点で、関係課と連携したネットワーク作り、事業の維持・強化が必要と評価した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年から自殺者数が増加に転じたこともあり、目標を達成することができなかったと分析している。

次に、概要の3ページ、第2期計画策定におけるポイントである。

自殺総合対策大綱では、今後の取り組むべき13の重点施策が示されているが、朝霞市の特徴を踏まえると、11の子ども・若者の自殺対策を更に推進する、13の女性の自殺対策を更に推進するが重要であると考え、この2点について第2期計画で取り組むこととした。

次に、概要の3ページ下段、今後対策が優先されるべき課題である。計画案では30ページから34ページである。朝霞市の自殺の現状、第1期計画の振り返り・分析・評価、いのち支える自殺対策推進センターから提供されている「地域自殺実態プロファイル」からみた朝霞市の地域特性等を踏まえ、第2期計画における優先されるべき課題として、重点施策を4分野掲げて、取り組むこととした。

まず、重点施策の一つ目、生活困窮者対策である。

自殺者の内訳をみると無職の方に自殺者が多いことから、関係機関と連携し、相談体制を整備する等の取組が必要となる。

次に、重点施策の二つ目、高齢者対策である。

地域自殺実態プロファイルでは、過去5年間の自殺者数は、3割程度が60歳以上の高齢者であり、高齢者対策が推奨されている。

健康・医療・介護・生活などの様々な関係機関が連携し、包括的な支援体制を構築し、

地域から孤立しないよう、居場所づくりや社会活動参加を促進するなどの取組が必要となる。

次に、重点施策の三つ目、勤労者対策である。

無職者の割合が多いものの、有職者にも自殺の傾向は見られている。

年代別で自殺者数の多い、30代から50代の年齢層では、家庭・職場の両方で重要な位置を占めており、心理的・社会的に負担を抱えることが多く、心の健康を保つための取組が必要で、孤立を防ぐ取組や心の健康を保つための取組が必要となる。

最後に、重点施策の四つ目、女性支援対策である。

地域自殺実態プロファイルで推奨されている施策ではないが、近年の朝霞の自殺者数の推移をみると、女性の比率が国や県と比べて高い傾向がみられ、自殺総合対策大綱でも重点施策として示されていることから、重点施策に位置付けた。

妊産婦への支援の充実や困難な問題を抱える女性への支援などが必要となる。

続いて、概要の4ページ、自殺対策推進における基本的な考え方である。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指す」ために、共通認識として「1. 自殺は誰にも起こりうる身近な問題である」「2. 自殺はその多くが追い込まれた末の死である」「3. 自殺はその多くが防ぐことができる社会問題」「4. 自殺を考えている人は何らかのサイン（予兆）を発していることが多い」、基本的な考え方としては、「1. 生きることの包括的な支援として推進する」「2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む」「3. 本市の状況を踏まえて自殺対策に取り組む」これらを踏まえ、各事業に取り組んでいく。

次に施策の体系である。

「誰もが支えあい つながりある朝霞を目指して」を基本理念として、精神保健分野に限らず、教育、勤労、経済支援等、庁内関連部署の取組をつなげ、総合的に自殺対策を推進することとし、全庁的に取組を推進するため、自殺対策に資する施策を「基本施策」、本市の自殺の特徴を踏まえ、対象者を明確にした具体的な施策を「重点施策」として位置づけている。

次に概要の5ページである。計画案では43ページ以降である。

施策ごとに、施策の方向性、主な施策・取組をまとめた。また、第2期計画では、基本施策で新たに評価指標を掲げ、取り組むこととした。

基本施策は、地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、住民への周知・普及啓発、生きることへの促進要因への支援、若年層への支援の強化の5つである。

重点施策については、生活困窮者対策、高齢者対策、勤労者対策、女性支援対策の4つを位置付けた。

次に、概要の6ページを御覧いただきたい。計画の達成目標については、自殺総合対策大綱における国の数値目標は、令和8年度までに、これは令和7年の自殺死亡率を指すが、平成27年と比べて30%以上減少させることとしているため、令和8年自殺死亡率を10.4、また計画の終了となる令和11年については、令和8年よりさらに減少させることとし、計画の推進に努めるとともに、PDCAサイクルを通じて、自殺対策の施策や取組の効果を検証し、継続的に自殺対策を展開することとする。

最後に、資料20のスケジュールについては、これまでは2月に計画を策定して配布する予定で考えていたが、3月に配付することに変更したいと考えている。

説明は以上である。

【意見等】

(田中会計管理者)

市民コメントでは、どのような意見があったのか。

(担当課 6 : 坂田健康づくり課長補佐)

市民コメントは、令和 6 年 1 1 月 1 2 日から 1 2 月 1 1 日にかけて実施し、6 人から 1 5 件の意見をいただいた。

主な意見として、孤独感の緩和として、居場所づくりや健康問題へのサポートなど自殺対策を進めるための事業の在り方についての意見や自殺の背景の分析に使用する情報について、自殺対策白書を用いてはどうかとの提案があったため、それらを追加記載させていただいた。

その他にもソーシャルワーカーの設置や重層的支援体制整備事業、また、自殺対策推進のための協議会の設置等のご意見があったため、今後計画を推進していく中で参考にしていきたいと考えている。

その他、表やグラフ、表現内容についての指摘もあったため、それらも適宜修正している。

(益田上下水道部長)

本市の自殺者と精神疾患との関連性を把握しているか。

(担当課 6 : 坂田健康づくり課長補佐)

策定に当たり、国の自殺実態プロファイルの分析を基にしているので、それ以上の分析は行っていない。

(益田上下水道部長)

計画には、医療機関との連携についての記載が見られないが、仮に、自殺者の中で精神疾患をお持ちの方の割合が多いなどの傾向があるのであれば、医療機関との連携が必要になるのではないかと。

(担当課 6 : 齊藤健康づくり課長)

計画には医療機関との連携についての記載はないが、プロファイルでも朝霞市の自殺の危機経路として、うつ状態が多いと示されているため、今後計画を推進していく中で、医療機関との連携も検討していきたい。

(須田総務部長)

第 1 期計画の成果は何か。

(担当課 6 : 齊藤健康づくり課長)

毎年、庁内の連絡会議を開催しており、各事業において、どの業務が自殺対策に当たるかを示している。

ピンポイントで自殺対策に当たる業務は、多くないが、様々な業務の積み重ねにより、自殺対策を推進できると考えており、計画に関連事業として記載することで、全体で見たときに、どのような事業が自殺対策につながるか認識していただくことができたと考えている。

(須田総務部長)

計画の後段に記載している目標値について、令和 1 1 年度が数値目標ではなくなっているのはなぜか。

(担当課 6 : 齊藤健康づくり課長)

以前は、国の目標値を参考に設定していたが、国が令和 11 年の目標値を示していないということと、第 1 期で目標を達成できなかったのも、まずは、国が示している目標を達成することを目指し、その後は、国からの具体的な目標値が示されていない中では、今ある目標より更に減少させるというところの表現をした。

(須田総務部長)

全庁に係る事業なので、今後推進する上で、庁内への情報共有を行いながら進めていただきたい。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

7 朝霞地区 4 市共用火葬場設置基本構想 (報告)

【説明】

(担当課 7 : 山本政策企画課長補佐)

「朝霞地区 4 市共用火葬場設置基本構想」について説明する。

1 ページを御覧いただきたい。

朝霞地区 4 市共用火葬場設置基本構想は、令和 5 年度から 4 市の市長で構成する朝霞地区 4 市共用火葬場設置検討協議会を設置し、検討を進めてきた内容をまとめたものである。

基本構想 (素案) については、これまで市民説明会、市民コメントを実施した。

市民コメント等を受けて基本構想 (素案) の修正はなかったが、関係法令の表記について修正が必要な点があったため、修正したものを令和 6 年 12 月 24 日開催の令和 6 年度第 3 回朝霞地区 4 市共用火葬場設置検討協議会に諮り、決定したため、その内容について報告する。

まず、2 ページから 4 ページまでは、近隣火葬場の設置概要及び 4 市の市民の利用状況等について調査した結果をまとめたものである。

次に 5 ページを御覧いただきたい。火葬場整備の必要性についてである。

現在、4 市には火葬場がないため、近隣の火葬場を利用しており、利用可能な時間帯について制約を受けているほか、利用料金が割高になるなどしている。

また、今後、高齢化の更なる進行やそれに伴う死亡者数の増加等により、各火葬場の稼働率の上昇が予想されており、火葬場を所有している自治体の住民が優先されたり、災害時においても利用を制約されたりすることが想定されること、市民や市議会からも火葬場設置の要望があることなどから、4 市共用の火葬場を設置する必要性は高いものとしている。

6 ページから 9 ページまでは、4 市の将来人口を推計した。推計は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値を基に行っている。

9 ページの 4 市合計の人口推計としては、令和 17 年の 47 万 7,304 人がピークとなり、その後、緩やかに減少していく。

次に 10 ページから 12 ページまでは、4 市の死亡者数の推計である。

12ページについては、4市合計の死亡者数は緩やかに上昇し、令和52年の6,169人がピークとなる。

13ページから17ページまでは、必要火葬炉の算定についてまとめている。

4市合計の死亡者数のピークである6,169人を基に、必要な火葬炉数を算出しており、人体炉は予備炉1炉を含めて15炉、動物炉1炉を加えた16炉を整備する予定としている。

なお、死亡者数は緩やかに上昇していくため、最初から16炉を整備するのではなく、設計時に決定していく予定としている。

次に18ページから23ページまでは火葬場に必要な機能を整理した。

詳細については、来年度検討を行う基本計画で行っていくが、施設機能及び諸室について検討する際には、バリアフリーやユニバーサルデザインを考慮するとともに、諸室の設え等についても特定の宗教等に偏らないようにするなど、誰もが使いやすい施設となるよう検討を行っていく予定である。

23ページの現在予定している施設規模としては、地上2階で延床面積6,400平方メートル、火葬炉16炉、告別兼収骨室7室、待合室14室、葬儀式場は大人数用1室、中人数用1室で、式場はパーテーション等で少人数用としても利用できるように検討していく。

次に24ページ、整備候補地の検討をまとめている。

中ほどの図6-3に示すように整備候補地は、朝霞市から新宮戸橋を渡った右側、現在、野球場となっている土地で、約2万3千平方メートルである。

将来的には敷地北側に国道254号バイパスが整備される予定となっており、火葬場として必要な施設規模を検討し、設置可能なことから候補地としたものである。

また、整備にあたっての法的条件については25、26ページで整理している。

次に27ページ、概算整備費について、先行事例を基に算定した結果、消費税抜きで108億円と見込んでいる。

ただし、この費用には用地購入、アクセス路及び排水施設等の整備費用は含まれていない。今後、対応を検討する中で費用を積算していく。

また、先行事例を基にした現時点での運営コストの概算については、28、29ページで積算している。

次に30ページ、整備スケジュールについて、火葬場の供用開始は表で示したとおり、令和14年度になると見込んでいる。

4市とも火葬場設置の実績がなく、施設運営についても経験がないことから、利便性が高く、効率的な施設運営を行うにあたっては、民間活力活用の検討が必要と判断し、PFIなどの民間活力活用を想定したスケジュールとしている。

具体的には、本年度、基本構想の策定、令和7年度に基本計画策定を進めるとともに、PFI等を行うための民間活力活用活動手法可能性調査を行い、令和8年度から9年度にかけて事業者の募集や選定、令和10年度から11年度に基本設計及び実施設計、令和11年度から13年度に工事となり、令和14年度に供用開始となる。

次の31、32ページは、施設のイメージパースである。

34、35ページは、基本設計を検討する際の留意点である。アクセス路の整備、雨水・汚水の排水、燃料、上下水道、洪水による浸水対策が考えられ、今後、それらの対応にも費用が発生する見込みのため、その整備手法・費用等については、基本計画を進める中で検討していく。

基本構想の内容については、以上である。

【意見等】

(須田総務部長)

基本構想は、協議会が主体となり作成しているが、今後の主体はどこになるのか。

(担当課 7：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

来年度の基本計画の策定は、4市の協議会が中心となるが、その後の運営については、一部事務組合等の案も出ており、より適切な運営方法を検討していく。

(須田総務部長)

運営主体が一部事務組合となることは、決定していないのか。

(担当課 7：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

そのとおりである。

(須田総務部長)

候補地が、志木地区衛生組合の土地とのことだが、建設後の土地の所有については、どのように考えているのか。

(担当課 7：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

土地については、賃貸ではなく、購入を想定しているが、詳細については、今後、基本計画の策定を進める中で検討する。

(須田総務部長)

建設費用には、土地の購入費は含んでいないのか。

(担当課 7：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

そのとおりである。

【結果】

今後も適宜、報告をしていただくこととする。

【閉会】